大分労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

大分労働局長　小澤　**龍**二

第４号中「１時間745円」を「１時間753円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

大分労働局長　小澤　**龍**二

第４号中「１時間694円」を「１時間703円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県各種商品小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

大分労働局長　小澤　**龍**二

第４号中「１時間677円」を「１時間683円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 25 日

大分労働局長　小澤　**龍**二

第４号中「１時間703円」を「１時間711円」に改める。

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

帯広市西九条南八丁目５番地**帯広ガス株式会社**の工場財団に帯広市南町南九線59番４帯広ガス株式会社南帯広工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年 11 月 25 日

釧路地方法務局帯広支局

帯広市西九条南八丁目５番地**帯広ガス株式会社**の工場財団に帯広市西九条南八丁目５番地帯広ガス株式会社ガス製造及び精製工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年 11 月 25 日

釧路地方法務局帯広支局

さいたま市中央区本町東五丁目12番10号**日本ピストンリング株式会社**の工場財団に一関市千厩町千厩字西小田300番地５本社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 22 年 11 月 25 日

盛岡地方法務局一関支局

さいたま市中央区本町東五丁目12番10号**日本ピストンリング株式会社**の工場財団に一関市東台14番地47株式会社日ピス岩手一関工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 22 年 11 月 25 日

盛岡地方法務局一関支局

下都賀郡野木町大字野木1111番地**日本ピストンリング株式会社**栃木工場の工場財団に機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年 11 月 25 日

宇都宮地方法務局小山出張所

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Ｓ―Gauge

２．住所　兵庫県神戸市中央区花隈町９番25号グランピア下山手通601号

３．代表者の氏名　倭田　惠司

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第290号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年５月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年 11 月 25 日

近畿財務局長　山崎　穣一

国営赤川二期土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営赤川二期土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 22 年 11 月 25 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営赤川二期土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成22年11月26日から平成22年12月24日まで

３　縦覧場所

山形県鶴岡市、酒田市及び東田川郡三川町各事務所

国営印旛沼二期土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営印旛沼二期土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 22 年 11 月 25 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営印旛沼二期土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成22年11月26日から平成22年12月24日まで

３　縦覧場所

千葉県成田市、佐倉市、八千代市、印西市、印旛郡酒々井町及び同郡栄町各事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 11 月 25 日

四国地方整備局長　足立　敏之

１　処分をした年月日　平成22年11月８日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　神村シャッター株式会社　神村　鉄雄　愛媛県今治市喜田村二丁目１番48号　国土交通大臣許可（般―18）第217号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年11月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。